

議事要旨(4) 会社法対応専門委員会における検討状況について

実務対応報告「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

布施専門研究員より、当面の取扱い(案)について、第102回企業会計基準委員会(平成18年4月11日)からの主な変更箇所についての説明が行われ、審議が行われた。なお、本当面の取扱い(案)は、6月中の公表を目途としている。

(主な変更箇所)

- ・本実務対応報告では、会社法において「繰延資産に計上した額」が分配可能額から控除されることなどを考慮し、対象範囲を、原則として旧商法で列挙されていた項目に限定している。したがって、いわゆる法人税法上の繰延資産は、本実務対応報告の対象範囲外となるが、従来の取扱いを否定するものではないことを明記した。
- ・繰延資産として処理できる株式交付費及び新株予約権の発行に係る費用は、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動(組織再編の対価として株式を交付する場合を含む)に係る費用のみであることを明記した。したがって、ストック・オプションとして交付した新株予約権に係る費用は、通常、繰延資産には該当しないこととなる。
- ・本実務対応報告の適用に際し、会計方針の変更に該当する範囲について整理した。

委員等から、創業費と開業費については、その利用状況等を踏まえ、繰延資産の対象外とすることも考えてよいのではないかという意見があったが、事務局より、対象範囲については原則として旧商法で列挙されていた項目を引き継ぐこととしており、また、これらの繰延資産を計上している企業は現在も存在するとの説明がなされた。

また、当面の取扱い(案)では、償却方法について月数を規準とすることを明記しているが、これに対し、毎決算期において均等額以上の償却は要請されず、効果の及ぶ期間で償却することのみを示せば十分であり、必ずしも月数を規準とする、あるいはそれを明記する必要はないのではないかとの意見があった。

「金融商品に係る会計基準」の改正について

大橋研究員より、「金融商品に係る会計基準」の改正案についての説明が行われ、審議が行われた。なお、本改正案は、6月中の公表を目途としているが、改正案の様式については、検討中である。

(主な改正事項)

- ・従前の社債発行差金相当額は、負債(社債)から直接控除する。
- ・純資産の部の表示に関する会計基準等の公表に伴う修正(新株予約権や繰延ヘッジ損益の表示区分に係る定めの修正等)を行う。
- ・新株予約権に係る会計処理について追記する。

委員等から、同基準意見書の前文(経緯及び本意見書の位置づけ)については、そのまま残して、今回の改正の経緯等を追記した方がよいのではないかという意見があった。

企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等の改正について

石川研究員より、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の会社計算規則の公表に伴う改正（案）についての説明が行われ、審議が行われた。なお、本当面の取扱い（案）は、6月ないし7月中の公表を目途としている。

（主な改正事項）

- ・自己株式を消却した場合には、消却の対象となった自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金から優先的に減額する。
- ・会社計算規則において、自己株式の処分と新株の発行が同時に行われた場合の資本金等増加限度額が定められたことから、当該取引において自己株式処分差損が生じる場合の取扱いを明記する。
- ・資本剰余金と利益剰余金の混同禁止に関し、利益剰余金が負の残高となった場合のその他資本剰余金による補てんは、年度決算時の利益剰余金の残高が負の値となった場合に限られることを明記する。

以 上